

東京都議会議員

大田区選出

もがみ よしのり

東京都議会参政党

埼玉県草加市出身 千葉工業大学工学部卒業後、民間建設会社入社 その後医療機器会社起業
2025年～東京都議会議員

日本人ファースト！
未来へつなぐ東京へ



東京都令和8年度一般会計予算

東京都の予算を紹介します

歳出

4,993億円

総務システムの構築、市町村総合交付金のため

1兆575億円

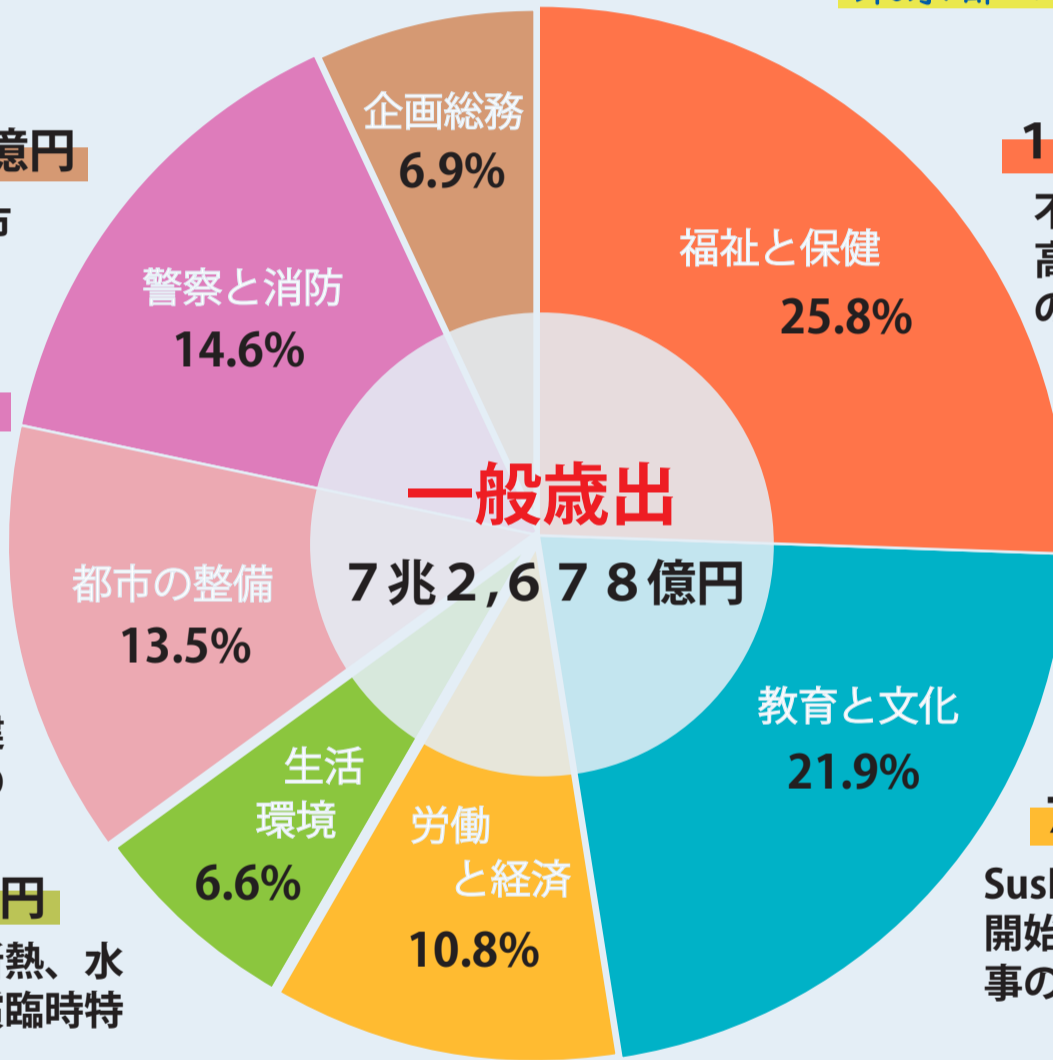
警察、消防施設整備、指令管制システム更新、東京都の治安維持のため

9,823億円

ホームドア整備、東京港建設事業、河川整備、防災のため

4,813億円

住宅、賃貸住宅の断熱、水道料金基本料金無償臨時特別措置のため



1兆8,730億円

不妊治療費助成、保育園、高齢者や障害のある方などの福祉の充実のため

1兆5,922億円

学校教育、私立高校等の授業料実質無償化、学校給食の負担軽減のため

7,822億円

SusHi Tech Global Fundsの開始に係る経費、大規模改修工事のため

一般歳出+公債費2,799億円+税連動経費等2兆1,053億円=9兆6,530億円

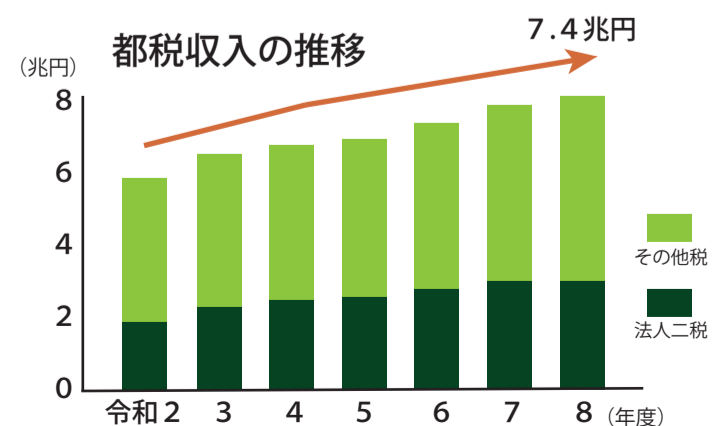
物価高騰・賃上げ対策

令和7年第4回定例会の財政委員会にて「個人都民税減税」を質疑しました。

都民の皆さまの暮らしを守るため、「個人都民税の減税」を提案しました。物価高や社会保険料の増加で家計が厳しさを増す中、東京には約2兆円の基金があります。都民税をわずかでも減税すれば、消費を後押しし、経済を回す力になります。徴収の努力を大切にしつつ、「集めて配る」から「都民に還元する」財政へ。都民の信頼に応える減税を強く求めました。

東京都は 都民税減税には条例改正が必要と答弁しました。

都議会参政党は 都民の皆様の暮らしを守るため引き続き減税を訴えてまいります。



医療福祉について



令和8年第1回定例会一般質問において 「医療施策の根本」「女性のがん検診応援事業」 について質問を行いました。



行政が担う公衆衛生とは、本来、個人や市場だけでは守れない健康を、税財源と公的権限で支える役割があります。個人の選択で完結する分野にまで広く税金を投入するのであれば、どのような基準で行政介入を正当化するのか。例えば英国のNHSでは、人頭払い制度により、患者が健康であるほど医療機関の経営が安定する仕組みを築いています。治療偏重から予防重視へと構造そのものを転換する必要があると考えます。

知事答弁 いつまでも生き生きと自分らしく暮らすためには、都民一人ひとりが心身の健康づくりに取り組むことが大切です。このため都は、東京都健康推進プラン21に基づき運動や休養といった生活習慣の改善や、がんなどの生活習慣病の予防等を推進し、健康寿命の延伸をはかってまいります。

都議会参政党は 急性病において現代医療は大切です。健康で長生きできる未病予防の推進に取り組んでまいります。

公衆衛生政策として重要なのは因果連鎖の実証であります。受診率向上 → 早期発見 → 治療成績向上 → 死亡者数減少
乳がん検診については国際的に、リードタイムバイアス、長期過剰診断、偽陽性による心理的負担が指摘されています。都は過剰診断率の推計、利益と不利益のバランス評価を実施しているのか。乳がんにおける不利益をお答えください。

東京都は 国の評価では、乳がん及び子宮頸がん検診の不利益として、偽陽性や過剰診断などが挙げられておりマンモグラフィー検査については放射線被ばくもありと答弁しました。

都議会参政党は 害のない検診、健康政策の推進を図ってまいります。



一般質問の動画はこちらから

東京都雇用・就業分野における

女性の活躍を推進する条例

が可決されました！

賛成 119名

反対 6名

都民ファ・自民
立憲ミネ無・公明
共産・国民・無所属 3名

参政党
自由を守る会
無所属 1名

— 5つの疑念点 —

1. 憲法上の問題

本条例は、『無意識の思い込み』の解消を目的として、都民に都の施策に協力することを求める努力を課す条例です。個人の内心や思想を「是正、解消」すべき対象とする点が大きな問題です。

憲法第19条：思想・良心の自由

憲法第21条：表現の自由

と緊張関係を生じさせる可能性があります。

2. 法令との整合性

そもそも、条例は地方自治法第14条1項に基づき、法令に違反しない範囲で制定される必要があります。上位法令である、女性活躍推進法でも個人の内心を行政が是正、矯正する構造は採られていません。本条例は、個人の内心である『無意識の思い込み』の解消を目的としており法律の対象範囲を超える可能性があります。

3. 具体例に基づく運用上の懸念

「育児休業明けの女性社員は、短時間勤務をさせるべき」・「組織のリーダーは男性の方が向いている」・「女性に理系は向かない」
都はこれらを無意識の思い込みの例として挙げています。しかし、これらが無意識の思い込みに該当するか否かを、誰が、いつ、どの段階で、どの基準で、判断するのかが不明なのです。

4. 立法事実の欠如

本条例は個人の無意識や、内心領域に介入しなければ達成できない立法目的や根拠を示していません。

5. 第4回定例会での答弁と公文書の状況

本会議では、庁内で合憲性の判断を行っていると言及がありましたが、法律家への意見照会が行われていないことが、公文書開示請求で明らかになりました。

本条例は、合憲性、適法性、立法事実、社会的影響といった重要な論点について、十分な検討が尽くされていないと考えざるを得ません。

拙速な制定は避け、慎重な再審議を求めるべきだと考え、要望提出、緊急記者会見を行うに至りました。

しかし、残念ながら賛成多数で可決されてしまいました。

都議会参政党はこれからも本条例の動向を注視していきます！！

都知事宛ての条例再審議に関する要望書を松本副知事に提出



緊急記者会見を行いました



もがみ よしのり

東京都議会議員 大田区選出

都政 都議会について

ご意見ご要望をお聞かせ下さい

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

議会棟 5階

TEL：03-5320-7288 FAX：03-5388-1358

MAIL：yoshinori.mogami@gmail.com